

【 検 査 】**５３１ 末梢血液一般検査（高血圧症）の算定について****《令和７年５月３０日》****○ 取扱い**

高血圧症に対するD005「５」末梢血液一般検査の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

末梢血液一般検査（血球数算定）は、厚生労働省通知※に「赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。」と記載されており、血液疾患、炎症性疾患、出血等様々な疾患のスクリーニング検査として実施される。

一方、高血圧症については、高血圧治療ガイドライン2019に「脳心血管病（脳卒中および心疾患）の最大の危険因子」と記載されており、一般検体検査について「高血圧患者の初診時、経過観察中に年に数回は実施すべき検査として尿一般検査、血球数算定、血液生化学検査、胸部X線写真、心電図がある」旨記載されている。

以上のことから、高血圧症に対するD005「５」末梢血液一般検査の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について